

Healthy
Life

—増刊号—

健康推進課

☎ (93) 4121
FAX (93) 2422

いずみつくし会

いずみつくし会は、糖尿病の合併症や生活習慣病を予防・コントロールするために発足されたグループです。発足から20年以上経ち、現在は32人の会員で活動しています。糖尿病だけでなく、脂質異常症や高血圧などの生活習慣病の予防に関心のある人は参加してみませんか。

定期的な学習会として、調理実習や講話を開催しています。役員を中心に事業を計画し、市の保健師、管理栄養士、歯科衛生士がサポートしています。

■費用 年会費500円

■申込み 費用を添えて、健康推進課窓口で申し込んでください。

問・申込先 健康推進課予防班

けんこうはいかつ 健口肺活セミナー

「体に悪いとわかっているけどやめられない」「家族にやめてもらいたい」「タバコってどんな悪影響があるの？」

保健師、歯科衛生士が講習会を行います。



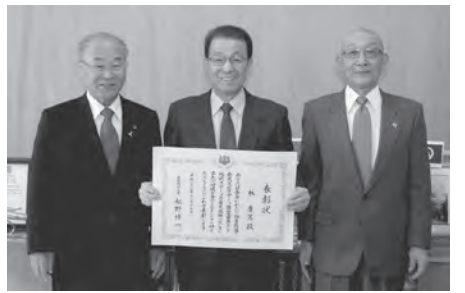
- 日時 1月31日(火) 午前9時30分～11時30分
- 場所 保健センター2階総合健診室(すこやかセンター内)
- 内容 一酸化炭素濃度測定、口腔の話、COPD(慢性閉塞性肺疾患)の話
- 対象 市内在住の喫煙者で禁煙・節煙に興味がある人とその家族
- 講師 市の保健師、歯科衛生士
- 定員 30人 ■費用 無料
- 申込み 電話予約または窓口にて
- 問・申込先 健康推進課予防班

とみさとプラザ

表彰 永年にわたるスポーツ普及活動が認められ 林慶篤さんが文部科学大臣表彰を受賞

平成28年11月17日、福井県でスポーツ推進委員研究協議会が開催されました。

その席上で、市スポーツ推進委員の林慶篤さん(御料)が、長年にわたる地域スポーツ普及活動が認められ、スポーツ推進委員功労者として文部科学大臣表彰を受賞しました。



▲11月30日、表敬訪問。林さんは受賞の喜びを市長と教育長に報告しました。

表彰 第3回親守詩千葉県大会 伊藤昂希さんが 千葉県知事賞を受賞

平成28年10月31日、県青少年女性会館八千葉市稲毛区Vで、第3回親守詩千葉県大会が開催され、その席上で伊藤昂希さん(日吉台5丁目)が表彰されました。

親への想いを作文や定型詩などで表現する「親守詩」。伊藤さんの作品は、応募総数7、470点の中から、親子で詠む「連歌の部」で千葉県知事賞を受賞しました。



▶11月18日に市長を表敬訪問し、親子の気持ちを込めた作品を披露しました。

伊藤さんの作品
【子】
へいおまち
パパのラーメン
にほんいち
【親】
ラーメン以外は
特訓中

新小学1年生を対象に申し込みを受け付けます 市内の学童クラブ

公設学童クラブ

- 対象 4月から小学校に入学する新1年生
- 就労で日中保護者などが自宅にいない児童、またはこれに準ずる家庭の児童
- 必要書類 入所申請書
- 就労証明書(児童の保護者、同居する祖父母など)
- 申込期間 2月1日(水)～20日(月)
- その他 入所決定は、3月中旬に個別に通知します。申込人数や在籍人数により、受け入れできない場合があります。
- 問・申込先 各学童クラブ
- 子ども課保育支援班
- ☎(93) 1174

若草児童館

- 対象 4月から富里小学校、七栄小学校に入学する新1年生
- 保育開始 4月1日(土)～
- 定員 一時保育 5人程度
- 放課後学童クラブ 15人程度
- 書類配布日時 1月16日(月)～31日(火) 平日の午後1時～6時
- 申込期限 2月3日(金) 午後5時
- 説明会・面接 2月25日(土) 午前9時～
- ▼場所 若草児童館
- ※必ず若草児童館駐車場を利便してください。
- ※申込人数などにより入会できない場合があります。
- その他 学校長期休業期間の保育を希望する1～6年生はキャンセル待ちとなります。
- 問・申込先 若草児童館
- ☎(93) 8226

学童クラブ名		受入れ人数	書類配布・提出場所	保育開始日
日吉台学童クラブ	☎(91) 2501	10人	各学童クラブ 保育室	4月3日(月)
富里南学童クラブ	☎(92) 0092			
根本名学童クラブ	☎(91) 1288			
富里第一学童クラブ	☎(91) 1597	20人	子ども課窓口	4月1日(土)
浩養学童クラブ	☎(94) 0520			
葉山キッズ・ランド内学童クラブ		40人	子ども課窓口	

はい、こちら 消費生活センターです！

「次々に高額商品を購入 高齢者を狙う催眠商法にご注意を！」の巻

◆事例1◆
母が折り込み広告を見て会場に行ったのをきっかけに、次々に健康食品を購入。貯金を取り崩して4年間で500万円以上支払っていた。商品を買おうと販売員が愛想よく接してくれるため、特別扱いされるのが嬉しくて購入を続けたようだ。

◆事例2◆
「商品の宣伝を聞くと無料で商品がもらえる」と知人に誘われて出かけた。宣伝が終わるとカーテンで仕切った小部屋に案内され、1対1で商品購入の勧誘をされた。それから2か月の間に、絨毯や仏具などの購入を次々と勧められ、断つても「家運が上がる」「あなたのために勧めている」などと説明され続け、最終的に購入のために約500万円を支払った。

催眠商法は、長期にわたる販売期間の中で言葉巧みに近づき、高齢者との関係を築いていくのが典型的な例です。販売員を信頼しきっている高齢者は、被害にあっているとの認識が低いいため、周囲からの注意も聞き入れず、被害が拡大する可能性があります。

◆アドバイス◆

○「無料で商品がもらえる」などの誘いに乗って、安易に会場に近づかないことが重要です。長期的に会場に通う中で築かれる販売員との関係や、会場の雰囲気によって断りにくくなり、次々に商品を購入してしまう可能性があります。勧誘されてもその場で契約しないようにしましょう。

○家族や周囲の人は、責めたり怒ったりせず、購入した理由を聞くなど、高齢者に寄り添った話し合いを心がけてください。

消費生活に関する事で、お困りのことがあります。消費生活センターへ相談してください。相談は無料で秘密は厳守されます。

■日時 月・金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～正午/午後1時～4時

■場所 市役所分庁舎2階 問・相談先 消費生活センター ☎(93) 5348